

施 工 条 件 明 示 総 括 表

【工事名： **天竺堂地内排水路整備** 工事】

下記項目事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
 なお、明示事項に変更が生じた場合および明示されていない制約等が発生したときは、受注者は発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件	
○ I 工 程 関 係	1 関連する別途工事あり	
	他工事名	発注機関
	制約内容	影響を受ける期間
	2 施工時期、時間、方法の制限あり	
	制約内容	影響を受ける期間
	○ 3 関連機関協議による工程条件あり	
	機関名	協議内容
	新潟市水道局	水道管移設（協議済）
	制約内容	影響を受ける期間
	横断工	既設構造物撤去後、水道管移設
	○ 4 その他（地元説明会、など）	工事請負契約を締結してから速やかに周辺住民を対象とした工事説明会を開催するものとし、説明会資料等については監督員と契約後速やかに打合せを行うこと。
	II 用 地 関 係	1 工事用地等の未処理部分あり 処理見込時期： 区 間：
2 仮設ヤードの指定あり 場 所： 使用条件： 期 間：		
3 その他		
○ III 公 害 対 策 関 係	1 公害防止の制限あり（騒音・振動、 <u>排出ガス</u> 、粉じん、水質など） 施工方法：新潟市土木工事共通仕様書による 作業時間：	
	2 家屋等の調査の必要性あり 方 法： 範 囲：	
	3 その他	

明示項目	施 工 条 件														
○ IV 安全対策 関 係	1 交通安全施設等の指定あり 交通誘導警備員： 2人／箇所、5日間（10人日）（勤務実績提出の必要あり） その他施設等：														
	2 近接作業制限あり（鉄道、ガス、水道、電気、電話等） 内 容： 工法制限： 作業時間制限：														
	3 その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。														
○ V 工 事 用 道 路 関 係	1 一般道路を搬入路として使用制限あり 搬入経路： 期 間： 使用後の処理：														
	2 一般道路の占用 期 間： 規制条件： 時間規制：														
	○ 3 仮設道路の設置 工法指定： 工法指定なし 用地関係： 安全施設： 使用条件： 工事完了後撤去、現状復旧														
	4 その他														
VI 仮 設 備 関 係	1 仮設備の指定あり														
	2 仮設備の条件指定あり														
	3 仮設構造物の転用、兼用あり 工 種： 内 容：														
	4 その他														
○ VII 残土・産業 廃棄物関係	○ 別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり														
VIII 工 事 支 障 物 件	1 占用支障物件あり（電気、電話、水道、ガス等） 支障物件 移設、撤去、防護等 支障対策時期 <table border="1" data-bbox="432 1594 1492 1787"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>														
2 占用物件重複施工あり 内 容：															
3 その他															
IX 排 水 工 (濁水処理 含む)	1 濁水、湧水処理等の特別な対策あり 内 容：														

明示項目	施工条件
X 薬液注入関係	1 薬液注入工法あり 別紙条件明示による
○ X I その他	<p>1 現場発生材あり 品名： 納入場所：</p> <p>2 支給品及び貸与品あり 品名： 引渡場所：</p> <p>3 品質証明の対象工事である。 新潟市土木工事共通仕様書第1編 1-1-21による。</p> <p>○ 4 アスベスト含有建設資材の使用に関する事項 工事において、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。</p> <p>5 材料指定関係に関する事項 材料名・材料規格については、参考資料で指定している。 なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。</p> <p>○ 6 中間技術検査の実施に関する事項 新潟市請負工事検査要綱第5条第5項に規定する中間技術検査が実施される場合は、受注者は、これを受験しなければならない。 実施時期等については、監督員と協議して行うものとする。</p> <p>○ 7 工事点検業務委託に関する事項 本市では施工体制等の確認を随時行うこととしている。 当該工事に係る確認業務について、発注者が（財）新潟市開発公社に委託して行う場合においても同様に協力しなければならない。 なお、点検中に際して、工事点検員は、身分を証明する証明書を携帯することとしている。</p> <p>○ 8 調査・試験に関する協力に関する事項</p> <p>① 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行なう調査及び試験に対して、監督員の指示があった場合、これに協力しなければならない。</p> <p>② 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</p> <p>(2) 調査票等を提出した事業所に対し、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を作成・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の請負者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>③ 受注者は、発注者が実施する支払賃金抜き取り調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(2) 調査は下請企業も含め全ての企業を対象とすることから、調査対象工事となった場合、受注者は下請企業にも調査協力を周知すること。</p> <p>(3) 調査票を提出した受注者（下請企業も含む）に対し、発注者が是正指導等を行った場合は、誠意をもって対応すること。</p> <p>○ 9 工事看板の現在位置表示及びGPS機能つき携帯電話の配置に関する事項 事故発生の際の早急な所在地の特定ができるようにするため、工事看板などに工事場所の地名地番を見やすく表示するとともに、119番通報により現在が自動的に特定されるGPS機能つき携帯電話を工事現場内に配置するよう要請します。</p> <p>○ 10 創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出に関する事項 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工前までに所定の様式により提出することができます。</p>

特記仕様書（土木工事関係）

I. 適用範囲に関する事項

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。

また、設計図書のうち仕様書については、「本特記仕様書」及び「新潟市土木工事共通仕様書（最新版）」を適用し、「農業土木工事標準仕様書（新潟県農地部）（最新版）」を準用する。

なお、当初設計金額250万円以上500万円未満の請負工事における提出書類等については、「500万円未満の少額土木工事の提出書類の簡素化を試行します。」（工事検査課のホームページに掲載）を適用する。

【参考1】工事請負契約約款 第1条 の抜粋

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2～5 （省略）

【参考2】新潟市土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則

1-1-2 用語の定義 の抜粋

1-1-2 用語の定義 の抜粋

1. ～2. （省略）

3. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

4. 設計図書とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

5. 設計書とは、工事数量総括表をいう。

6. ～34. （省略）

Ⅱ. 公共工事の環境配慮に関する事項

- 1 業務を行う者に別紙「環境方針」を周知し、業務の各段階において環境負荷の低減に努めること。
- 2 業務に関係する環境関連法令を遵守すること。
- 3 業務の履行において、環境に関する苦情が寄せられた場合は、その内容及び対応を記録し、本市担当者に報告すること。
- 4 工事箇所の現場状況を充分配慮し、自然環境の保全に努めること。
- 5 業務に使用する車両の省エネルギー運転、アイドリング・ストップ等に努めること。
- 6 施工に関して、建設廃棄物の発生抑制に努めること。
- 7 業務で発生する一般廃棄物や産業廃棄物について、分別を徹底し、資源として再利用できる物は再利用に努め、廃棄すべき物は適正な処理を行うこと。
- 8 建設副産物については、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 平成14年5月30日 通達)を遵守し、発生の抑制並びに再利用、減量化及び適正な処理を行うこと。
- 9 業務で使用する資材、機材、物品の調達には、「新潟市グリーン調達推進方針」の品目・基準を参考とすること。

－ 環境方針 －

新潟市は、日本一の大河・信濃川のほか、幾筋もの河川が流れ込む日本海に面し、ラムサール条約登録湿地の佐潟をはじめ福島潟や鳥屋野潟、そして越後平野に広がる田園地帯といった広大な水辺環境を有し、緑豊かな山々や丘陵をも抱えた自然あふれる都市です。

この豊かな自然環境を守ることはもとより、地球環境の保全にも目を向けて、新潟市では自然と人間との共生、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と地球環境保全の積極的推進を基本理念とした「新潟市環境基本条例」を制定しています。この条例に基づく「新潟市環境基本計画」により、環境行政を総合的・計画的に実施するとともに、自らが大規模な事業者であることを認識し、率先して地球温暖化対策の推進を図るため「新潟市地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、事務事業活動に伴う環境への負荷の低減を図ってきました。

しかし、3. 11 東日本大震災の発生によって我が国におけるエネルギーのあり方が大きく変わろうとしている今、安心・安全なまちづくりに向け、あらためて市民・事業者・行政が一体となって新潟市の豊かな環境の保全、そして創造に向けて取り組んでいくことが求められています。

このような取り組みを着実に推進し、人類の子孫にかけがえのない地球環境を伝承する願いを込めて、自らの力で国際規格である ISO 14001 に基づく環境マネジメントシステムを確立し、次の基本方針に従って、継続的な改善を進めていきます。

－ 基本方針 －

- (1) 市民や事業者の皆さまと一体となり「新潟市環境基本計画」に掲げる環境保全及び創造に関する施策や取り組みを積極的に推進します。
- (2) 事務事業活動による環境への負荷を低減し、継続的な改善を図るため、次の事項を重点的に取り組みます。
 - ① 省資源・省エネルギーを推進します。
 - ② 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。
 - ③ グリーン調達を推進します。
 - ④ 環境に配慮した公共工事を推進します。
- (3) 事務事業に関係する環境法令及びこれらに類する同意事項を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (4) すべての職員が環境方針に沿った事務事業活動に取り組むよう人材育成に努めます。
- (5) 環境方針及び環境マネジメントシステムの活動成果等を公表します。

平成25年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

Ⅲ. 建設副産物の再資源化等の監視に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため、環境に配慮した公共工事の推進に留意し、併せて下記書類を提出すること。ただし、監督員が下記書類について、提出の必要がないと指示した場合は、この限りでない。

1 資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）に基づく「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」

建設資材の搬入量または建設副産物の搬出量にかかわらず、上記計画書（実施書）を提出すること。

【データの作成方法について】

- 1) 原則、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営する建設副産物情報交換システム（通称「COBRIS」という。）を利用し作成すること。ホームページアドレスは次のとおり。 <http://www.recycle.jacic.or.jp/>

- 2) 「COBRIS」が利用できず、作成ソフト「アクセス」が利用できる場合は、国土交通省「建設リサイクルデータ統合システム」（通称「CREDAS」という。）により作成すること。
ホームページアドレスは次のとおり。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

- 3) 作成ソフト「アクセス」が利用できず、「エクセル」が利用できる場合は、「新潟市」（技術管理課）ホームページに掲げる「エクセルシート」を入手して作成のこと。

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyoi> ⇒ 「様式」

2 グリーン資材等調達実態調査表

本工事において、「新潟市グリーン調達推進方針（平成14年6月4日策定）」（※1）により、「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表」（※2）に掲げる資材等を使用した場合には、調査表及び集計報告書を作成し提出すること。

【データの作成方法について】

「新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表」（エクセルデータシート）に使用資材ごとの数量を記入して提出すること。

（エクセルシートは、上記の

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/siyousho/shiyoi.html> ⇒ 「様式」

に掲載）

※1 新潟市グリーン調達推進方針（平成14年6月4日策定）

新潟市ホームページ「グリーン調達推進方針」をご覧ください。

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/keikaku/kankyo/green/index.html>

※2 新潟市の公共工事におけるグリーン資材等調達実態調査表

上記の新潟市ホームページ「グリーン調達推進方針」に掲載する『「特定調達品目及びその判断基準、調達目標」及び「調達実績」』に関して、年度ごとに基準や目標を定め、年度ごとの調達実績を公表しています。

3 完了時の報告

上記提出物は、工事完成後速やかに書面及び CREDAS データ若しくはエクセルデータを監督員に提出すること。

4 その他

インターネット端末を所有していない業者の方は、CD-Rなど記録媒体を持参いただければ、提出に必要な表（エクセル形式）をコピーしてお渡ししますので、監督員にご相談ください。

IV. CORINSへの登録に関する事項

「新潟市土木工事共通仕様書 第1編 1-1-6 CORINSへの登録」
を参照してください。

V. 排出ガス対策型建設機械の使用に関する事項

「新潟市土木工事共通仕様書 第1編 1-1-37 環境対策」
を参照してください。

VI. 再生クラッシャーランの使用に関する事項

建設工事に伴い発生する建設廃材を破砕して製造する再生クラッシャーランの性状について、次のとおり規定する。なお、構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めによるものとする。

1 材料

1-1 再生クラッシャーランとは、セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破砕，分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ，必要に応じてこれに補足材を加えて，所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

1-2 再生クラッシャーランは，ゴミ，泥，有機物，プラスチック，金属，ガラス，陶磁器，レンガ，瓦等を有害量含んではならない。

1-3 再生クラッシャーラン（RC-40）の最大粒径については，最大40mmと定める。

2 品質

再生クラッシャーランの品質規格ならびに品質管理については，新材のクラッシャーランに準じるものとする。

2-1（品質）

路盤材に使用する再生クラッシャーランの修正CBR，塑性指数は次表のとおりとする。

適用／項目	材 料	修正CBR	PI（塑性指数）
簡易 舗装	再生クラッシャーラン	10% 以上	9 以下
アスファルト 舗装	再生クラッシャーラン	30% 以上	6 以下

（注1） 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は，すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験（粒度は道路用砕石S-13（13～5mm）のもの）とする。

（注2） 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤再生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

2-2（粒度範囲）

再生クラッシャーランの粒度は〔J I S A 5001〕道路用砕石の規定に準じ，粒度範囲は次表による。

ふるい目 (mm)	粒度の範囲 (mm)	
	RC-40	40~0
ふるい通過百分率 (%)	53.00	100
	37.50	95~100
	31.50	—
	26.50	—
	19.00	50~80
	13.20	—
	4.75	15~40
	2.36	5~25

3 等値換算係数

舗装の構造設計に用いる再生クラッシャーランの等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

Ⅶ. 建設業退職金共済制度への加入と普及促進に関する事項

新潟市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福祉の向上を図るとともに、建設業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について適切な対応を図られるよう下記について留意してください。

1 組合加入、共済証紙の購入等

受注者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するよう努めるとともに、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象となる現場労働者について共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼り付けてください。また、その発注者用掛金収納書を工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出してください。

共済証紙の購入額は、工事の内容に応じて、建退共の対象となる現場労働者の就労予定を勘案の上、所要の共済証紙を購入し、工事完了までに不足を生じた場合は適宜追加購入してください。

2 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）の掲示

建退共の共済契約者は、組合支部からシールの交付を受け、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に掲示を行い、建退共の対象となる現場労働者への周知に努めてください。

3 下請業者の加入促進

受注者は、当該工事について下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、共済証紙の現物交付又は掛金相当額を請負代金に算入する等により、下請業者の組合加入及び共済証紙の貼り付けを促進するよう配慮してください。

また、受注者は「施工体制台帳」等の活用により当該工事の施工に関与するその他の下請業者の把握に努めるとともに、共済制度未加入業者に対しては加入勧奨するなど、制度の普及に配慮してください。

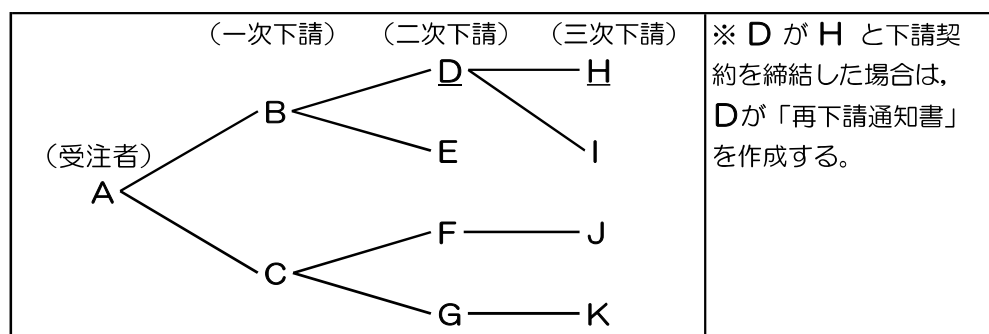
4 その他の退職金支給制度

受注者（下請契約を締結したときは、当該下請業者を含む。）が、従業員について退職金支給制度（中小企業退職金共済事業団の加入を含む。）を有し、かつ、当該工事について建退共の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出してください。なお、その旨が書面により確認できる場合は、上記1、2、3は除外するものとします。

Ⅷ. 下請契約に関する事項

- 1 受注者は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせる場合は、書面による下請契約の締結を行ってください。また、当該契約先として市内企業を優先的に採用するよう努めてください。
なお、市内企業とは新潟市内に本社・本店を置く建設事業者をいいます。
- 2 受注者は、本工事の請負金額が1千万円以上（税込）となり、施工において下請契約（一次下請）を締結した場合は、その下請契約先、金額等を「下請決定通知書（下請契約時提出）」に記入し、監督員に提出してください。また、市内企業を下請けに採用しなかった場合は、その理由を「下請決定通知書（下請契約時提出）」に記入してください。
- 3 受注者は、上記2の下請負者（一次下請）が再下請契約など（二次下請、三次下請以降の全ての下請を含む。）を締結した場合は、下請負者などにその下請契約先、金額等を「再下請通知書（下請契約時提出）」に記入させ、「下請決定通知書（下請契約時提出）」に添付し、監督員に提出してください。

※ 例



- 4 受注者は、上記2の下請契約（一次下請）を締結した場合は、竣工時にその内容について「竣工時下請報告書」に記入し、監督員に提出してください。
提出は、市指定のエクセル表としますので、市契約課工事契約係のホームページからダウンロードして、監督員（メールアドレスは監督員からお知らせします。）あてに電子メールの添付ファイル（メール及びファイル名に「竣工時下請報告書」の表題を記載してください）として送付してください。
なお、「下請決定通知書」と「再下請通知書」についても、同ホームページからダウンロードできます。また、インターネット端末を所有していない業者の方は、CD-Rなど記録媒体を持参いただければ、エクセル表をコピーしてお渡ししますので、監督員にご相談ください。

Ⅸ. 市内及び県内調達に関する事項

- 1 受注者は、本工事に使用する資材について、地元資材の優先使用に努めるものとする。
地元資材のうち市内で確保できる資材は、最優先の使用に努めるものとする。
なお、地元資材とは以下に該当するものをいう。
 - (1) 県内に所在する工場で製造されたもの。
 - (2) 県内に本社・本店のある企業が製造したもの。
- 2 受注者は、地元資材以外の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先使用に努めるものとする。

建設副産物に関する特記仕様書

1 再生材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備考
再生クラッシュアール	RC-40	基礎、路盤	現場から40kmの範囲内の再生資源化施設	
再生密粒度A S		表層	現場から40kmの範囲内の再生資源化施設	

2 建設発生土の利用

盛土材に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

受 入 工 事 名 / 施 設 名 称		
工 事 場 所 / 施 設 所 在 地		
連 絡 先		
受 入 時 間		
受 入 費 用		
仮 置 場 所 の 有 無		
備 考		

建設発生土改良土プラントへ土砂を搬出処理する場合、上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合において、設計変更の対象とするものではない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りでない。

4 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名	As殻	Co殻
処 理 施 設 名 称	共同企業体新潟再生工場	㈱丸繁建設建設資材リサイクルセンター
施 設 所 在 地	新潟市西蒲区升湯5057	新潟市西区中権寺2800
連 絡 先	0256-88-6699	025-263-8000
受 入 時 間	上記問合せのこと	上記問合せのこと
受 入 費 用	1,200円/t	無筋：900円/t 有筋：1,200円/t
備 考		

上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5 自ら廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

6 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、速やかに発注者に報告して協議すること。

【基本形】

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置「常駐を免除することができる期間」は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は、この緩和措置は適用しない。

- (ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (イ) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (ウ) 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

積算書における利用コード一覧表

積算書における本工事費内訳表および施工内訳表などに記載のあるデータコードは下記のとおりとなっています。

※データコード中の“x”は任意の半角英数字（xの数も任意），“n”は任意の半角数値です。

1 単価コード

・単価コードにおいて新潟市土木工事等設計（公表）単価表に掲載のある単価については、コードが対応しています。（その他以外）

労務単価	Rxxxxxxxxx	RRxxxxxxxx	TRxxxxxxxx					
資材単価	TZxxxxxxxx	Txxxxxxxxx	TTxxxxxxxx	TVxxxxxxxx	TRxxxxxxxx	TMNxxxxxxxx	TNxxxxxxxx	TZPxxxxxxxx
機械・仮設材の賃料・損料	TLxxxxxxxx	Kxxxxxxxxx	KExxxxxxxx	TMxxxxxxxx	TZUxxxxxxxx	Mxxxxxxxxx	MMxxxxxxxx	
市場単価	TAxxxxxxxx	TBxxxxxxxx	TCxxxxxxxx	TDxxxxxxxx	TGxxxxxxxx	TQxxxxxxxx		
その他	T9999011～T9999022		Fxxxxxxxxx	Wxxxxxxxxx※	TFJAxxxxxx※	TYxxxxxxxx※		
東京単価	RR9xxxxxxxx	TZ09xxxxxxxx	TZP9xxxxxxxx	TL09xxxxxxxx	MM09xxxxxxxx	TQ09xxxxxxxx		

その他のものは単価等を逐次入力しており、新潟市土木工事等設計（公表）単価表から単価を引用している場合もあります。

※は同一コードでも異なる単価が入力されている場合があります。詳細は入札資料を参照してください。

2 施工歩掛コード

①下表のコードは各積算基準の施工コード一覧表と対応しています。

積算基準 市版〔運用歩掛〕	Sxxxxxxxxx	SCBSxxxxxxxx
設計業務等標準積算基準書	SAxxxxxxxx	SBxxxxxxxx
	SCxxxxxxxx	SDxxxxxxxx
港湾土木請負工事積算基準	SDHxxxxxxxx	SExxxxxxxx
	SSHxxxxxxxx	
積算基準〔4 下水道〕	SWGxxxxxxxx	

②下表のコードは積算基準での表記と異なります。

積算基準名	設計図書コード	積算基準の表記
積算基準〔1 一般土木〕	SWBxxxxxxxx	WBxxxxxxxx
	SCBxxxxxxxx	CBxxxxxxxx
積算基準〔1 一般土木〕V公園の一部	SWCxxxxxxxx	WCxxxxxxxx
積算基準〔6 機械・電気通信〕	SWExxxxxxxxx	WExxxxxxxx
積算基準〔5 建設機械損料表〕	MMJxxxxxxxx	Kxxxxxxxx

③下表のコードは個別の案件で設定

名称、単価、単位等を設定	S0900※	S0901※	SE918※	
名称、労務数量等を設定	SA901※	SA902※	SA910※	SC900※
全ての歩掛を独自設定	Vxxxxxxxxx			

※同一コードでも異なる歩掛を設定している場合もあります。

3 機械運転単価コード

各施工歩掛内で使用しています。内訳については帳票の量が多くなるため出力していませんので、積算基準を確認してください。

積算基準の機械運転単価表に記載のある「機-〇〇」は、積算基準〔1 一般土木〕総則に適用単価表が記載されています。

SWKxxxxxxxx	積算基準において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。
SWMxxxxxxxx	積算基準〔4 下水道〕において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。
SKxxxxxxxx	運転労務数量、燃料消費量を積算基準〔5 建設機械損料〕により決定します。ただし、条件を個別設定する場合があります。
SDHTxxxxxxxx (SZxxxx)	港湾土木請負工事積算基準において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。

4 その他コード

#0n	所定の率で雑材料の経費を計上しています。
#7n	単位数量当り単価の合計金額が有効数字4桁になるように所定の率以内で諸雑費計上する処理を行っています。
#80	単位数量当り単価の合計金額が有効数字4桁になるように端数を計上する処理を行っています。
+00	施工コードにおいて歩掛全体を割増す場合に用いるコードです。
Xn000	工事の場合は本工事、附帯工事、補償工事などの費目コード、委託の場合は測量、調査、設計などの業務コードです。nは1～4。
Ynxxxxxxxx	新土木工事積算体系における工事工種のコードです。nは1～4工種レベル、zの場合は共通仮設工種。
Zxxxx	共通仮設費、現場管理費、一般管理費のコードです。
管理費区分	「0 省略」は設定無し、「1 桁等購入費」、「5 鋼橋門扉等工場原価」、「T 処分費」等は積算基準〔1 一般土木〕総則を参照してください。